

本会議・委員会等における携帯端末機器等の使用に関して各会派等の意見

大阪維新の会 堺市議会議員団	原則、会議において発言者が必要な場合は、端末機器等を持ち込むことを認める。(発言者のみ使用)
公明党 堺市議会議員団	<p>使用については、了承する。但し、会議に必要な目的のために使用することが前提であり、それ以外の使用は原則禁止とする。また、議会にWiFiなど無線LAN環境を整える。</p> <p>その機器をOHPやプロジェクターに使用することは、別途協議する。</p>
ソレイユ堺	<p>議会のIT化やペーパーレス化を進める上で導入には積極的な立場であるが、問題点も多くあり、導入した場合の問題、課題を他の議会や堺市議会がまとめたものを抽出し、具体的にルール化を図り、利用者規則を設置する必要がある。</p>
日本共産党 堺市議会議員団	<p>基本的に質問者や、メモを取るなどに使用しても構わない。ただし、本会議中において、ノートパソコンを持ち込み、使用しているとメモをしているのか区別がつかず、傍聴者から見て、人の話も聞かないで使用していると誤解を招く恐れがある。</p> <p>したがって、本会議のパソコン使用については、議場スクリーン使用と同等に、議長の許可を得る。</p> <p>その他の端末使用は本会議、委員会の持ち込みは可能とする。</p>
自由民主党・ 市民クラブ	<p>端末機器等の使用は、基本的には認める。</p> <p>会議規則第104条に則った上で個々の議員の良識に基づいた判断に委ねる。</p> <p>※会議規則第104条</p> <p>何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。</p>
会派に属さない議員 (田中文悦議員、 長谷川俊英議員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として端末機器等の持ち込みを認める。 ※携帯端末のみならずパソコン及びLANを設置してほしい。 2. なお、持ち込んだ場合の使い方、使い道についてのルール化が必要と思われる。(例えば、個人的な使用、傍聴者から見て不信感を与えないような使用のあり方) 3. 上記2のルールについては、正副座長において案を示していただきたい。